

## 大規模イベント等の開催に伴う県への事前相談について

令和2年7月20日

### 1 事前相談の趣旨

全国的な人の移動を伴うイベント等（プロスポーツ等）の開催に当たっては、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知（令和2年7月8日付け事務連絡）により、「事前に各都道府県と施設管理者・主催者において十分に調整することが適切」であり、実効性を担保するため、県内で全国的なイベント等を開催する場合、イベント主催者又はイベントが開催される施設管理者は、県にイベントの開催要件等について事前相談を行うこととされている。

### 2 事前相談の対象等

#### (1) 対象となるイベント等

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント（以下、「大規模イベント等」と言う。）

#### (2) 事前相談の対象となる者

大規模イベント等の開催予定施設の施設管理者又は大規模イベント等の主催者

#### (3) 事前相談において、確認をする事項（以下は例示）

- ・基本的な感染防止対策が実施されているか。（「参考：「新しい生活様式」の実践例」参照）
- ・「参考：イベントの開催にあたっての留意事項」を踏まえた対応が、とられているか。  
等

#### (4) 事前相談の窓口

イベントに関連する部署

（「参考：大規模イベント等の開催に伴う県への事前相談の流れ」参照）

※相談先が分からないなど、ご不明な点があれば、下記問い合わせ先までご連絡願います。

#### (5) 事前相談にあたってのお願い

- ・あらかじめ「参考：イベントの開催にあたっての留意事項」をご確認いただき、事前相談票を作成のうえ、相談窓口となる部署へお問い合わせ下さい。

○問い合わせ先  
総務部 知事公室 防災統括室  
危機対策係  
電話：0742-27-7006（直通）